申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項	旅館業の営業の許可	生活衛生課

１　審査基準は、次のとおりとする。

(1) 法施行令第１条による構造設備の基準を満たすこと。

(2) 法第３条第２項（構造基準不適合、設置場所の不適当、申請者の欠格事由）に該当しないこと。

(3) 法第３条第３項（周辺施設環境を著しく害するおそれ）に該当しないこと。

(4) 盛岡市旅館業法施行条例第４条に規定される衛生措置及び構造設備の基準を満たすことのできる施設であること。

(5) 法施行規則第１条による申請書及び図面について、盛岡市旅館業法施行細則第２条に基づく旅館業営業許可申請書により提出すること。

２　標準処理期間は、20日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）

備考　法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。